

第 8 次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	要医療障害児（者）在宅支援事業
-----	-----------------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等	鳥取市要医療障害児（者）在宅支援事業実施要綱（仮名称）		
ソフト・ハードの区分	ハード	ソフト	実施（補助）期間
			自 H18 ~ 至 継続

担当部	福祉保健部	担当課	生活福祉課
担当係	障害者福祉係	内線	4266 課 35020
関係課			

総合計画				基本計画の政策目標（平成16年度 22年度）	
基本計画	章	第2章 自然と社会が調和した環境づくりと安心でいきいきとした暮らしづくり			障害者居宅生活支援事業所数 107か所 136か所
	節	第2節 安心でいきいきとした暮らしづくり			
	細節	第5 高齢者・障害者支援施策の充実			
	施策	名	障害のある人に対する生活支援サービスの充実	該当ページ 111ページ	
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン					
事業区分		新規	継続	施策	22-05-05

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		備考	注意事項	
	事業内容		事業内容		事業内容		事業内容				
常時又は随時医療行為を必要とする障害のある方が、公民館など家庭外の活動場所に看護師を依頼して活動した場合、その費用の一部を補助することにより、障害者の社会参加の促進を図る。	・要医療障害児（者）在宅支援事業 経管栄養・たんの吸引・尿道等の医療行為が必要な方が4人以上集まり、看護師を派遣した場合、その費用を市1/3、県1/3、利用者1/3で負担する。		・要医療障害児（者）在宅支援事業 経管栄養・たんの吸引・尿道等の医療行為が必要な方が4人以上集まり、看護師を派遣した場合、その費用を市1/3、県1/3、利用者1/3で負担する。		・要医療障害児（者）在宅支援事業 経管栄養・たんの吸引・尿道等の医療行為が必要な方が4人以上集まり、看護師を派遣した場合、その費用を市1/3、県1/3、利用者1/3で負担する。		・要医療障害児（者）在宅支援事業 経管栄養・たんの吸引・尿道等の医療行為が必要な方が4人以上集まり、看護師を派遣した場合、その費用を市1/3、県1/3、利用者1/3で負担する。			<p>（注1） 事業内容は、緊急性、地域の実情、効果、熟度、有利財源の確保の観点により、毎年ローリング（見直し）する中で変更していくことがあります。</p> <p>（注2） 事業費（財源内訳）は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。</p>	
事業の概要	・要医療障害児（者）在宅支援事業 経管栄養・たんの吸引・尿道等の医療行為が必要な方が4人以上集まり、看護師を派遣した場合、その費用を市1/3、県1/3、利用者1/3で負担する。										
事業の対象者（交付先）	常時又は随時医療行為を必要とする障害のある方										
事業費（百万円）	H19決算額		H20予算額		H21予算要求予定額		H22予算要求予定額		H20～H22合計		
財源内訳（ソフト）	一般財源		1		1		1		1		3
	国庫支出金										
	県支出金		1		1		1		1		3
	起債（その他）										
目標値	活動の指標（アウトプット）	実施回数	3回実施	2回実施	2回実施	2回実施	2回実施				
	効果（アウトカム）	参加者数	延べ参加者数45人	延べ参加者数30人	延べ参加者数30人	延べ参加者数30人	延べ参加者数30人				
特記事項											